

「南房総中学校」校章デザイン募集要項（案）

（趣旨）

第1条 令和6年4月1日に、白浜中学校と千倉中学校が統合し、南房総中学校となることに伴い、南房総中学校の校章を新たに定めることを目的として、校章のデザイン公募を行うため募集要項を策定する。

（募集する校章）

第2条 募集する校章は、次のとおりとする。

- (1) 地域のイメージ（風土・歴史・自然・学校）にふさわしいものであること。
- (2) 校旗、印刷物等にも使用できるデザインであること。
- (3) 用紙の地色を含め4色以内であること。なお、グラデーション（ぼかしを入れたり、色の濃さを段階的に変えること。）は不可とする。
- (4) 単色で表現してもイメージや安定感が損なわれないものであること。
- (5) 自作の未発表の作品であること。
- (6) 他の小中学校や他の商標等と類似しないデザインであること。

（募集方法）

第3条 募集方法は、公募とする。

（募集期間）

第4条 募集期間は、令和5年7月1日（土）から令和5年8月25日（金）までとする。持参の場合は、8月25日午後5時まで、郵送の場合は、8月25日の消印分までを有効とする。

（周知方法）

第5条 募集の周知方法は、チラシ、市広報紙、市ホームページに掲載するとともに、新聞等に掲載を依頼する。

（応募方法等）

第6条 応募の条件、方法等については、次のとおりとする。

- (1) 南房総市の在住者、在勤者、在学者及び南房総市に愛着がある者とする。
- (2) 同一人の応募は、何点でも可とする。
- (3) 応募作品は、指定の応募用紙（別記様式）又は縦横15センチメートルの枠を書いたA4判白色用紙を縦長で使用（天地を明示）し、用紙1枚に1作品とする。ただし、応募用紙を台紙に貼ったり、厚紙で補強したりしないこと。

(4) 応募に当たっては、枠外に「デザインの理由・想い」（100字以内）を記載し、用紙裏面に「郵便番号」、「住所」、「氏名（ふりがな）」、「年齢」、「電話番号」及び「出身中学校」を記載すること。なお、住所地が南房総市以外の方は、応募資格条件に見合う事由を記載すること。ただし、在学者にあつては、「学校名」を記載することで住所等は省略できるものとする。これらの条件をみたしていない作品については、無効となる場合がある。

(5) 応募用紙は折らずに持参又は封書による郵送（宅配便を含む。）とし、それら以外（電子メールなど）の方法での応募は不可とする。

(6) 応募先は、教育委員会事務局とする。

〒299-2592 千葉県南房総市岩糸2489番地

南房総市教育委員会事務局 学校再編整備課

TEL 0470-46-2962

（選定方法）

第7条 応募された作品は、白浜地区学校再編検討委員会及び千倉地区学校再編検討委員会の校歌・校章部会において6点以内の候補を選び、その中から白浜地区学校再編検討委員会及び千倉地区学校再編検討委員会の合同会議において決定するものとする。

（賞及び副賞）

第8条 応募された作品の中から、次の賞を決定し、副賞を贈呈する。

- | | | | |
|-----------------|------|----|------------|
| (1) 最優秀賞（採用作品） | 1点 | 副賞 | クオカード1万円相当 |
| (2) 優秀賞（採用候補作品） | 5点以内 | 副賞 | クオカード2千円相当 |

（入賞発表）

第9条 入賞作品は、市広報紙及び市ホームページで作品及び氏名を発表するとともに、入賞者には別途通知する。

（著作権等）

第10条 採用作品等に関する著作権等については、次のとおりとする。

- (1) 採用作品に関する一切の権利は、南房総市に帰属するものとする。
- (2) 応募作品は、返却しない。
- (3) 採用作品の使用に当たっては、必要に応じて変更を加える場合、又はモノクロ（白黒）で使用する場合がある。
- (4) 採用作品が、他の著作物の著作権等を侵害する恐れがある場合は、採用を取り消す

場合がある。

(委任)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要項は、令和5年7月1日から施行する。

別記様式(第6条関係)

(表)

南房総中学校 校章応募用紙

デザインの理由・想い(100字以内)

.....

.....

.....

.....

.....

(裏)

郵便番号	〒
住 所	
(ふりがな) 氏 名	-----
年 齢	
電話番号	
出身中学校	
※ 事 由	

※住所地が南房総市以外の方は、応募資格条件に見合う事由を記入してください。